

# 三条技能創造大学の学則（案）について

## 【第3区分】

## 学則で定める項目

学則は、大学設置認可申請の際に一緒に提出しなければならない資料であり、定めるべき項目は、学校教育法施行規則で規定されている。

第4条 前条の学則中には、少なくとも、次の事項を記載しなければならない。

- 一 修業年限、学年、学期及び授業を行わない日（以下「休業日」という。）に関する事項
- 二 部科及び課程の組織に関する事項
- 三 教育課程及び授業日時数に関する事項
- 四 学習の評価及び課程修了の認定に関する事項
- 五 収容定員及び職員組織に関する事項
- 六 入学、退学、転学、休学及び卒業に関する事項
- 七 授業料、入学料その他の費用徴収に関する事項
- 八 賞罰に関する事項
- 九 寄宿舍に関する事項

ただし、上記以外の項目であっても、他大学の学則を参考にしながら規定を整備する。

## 検討の進め方

### 【検討方法】

定めるべき項目が多いため、項目を3つに分け、区分毎に検討委員会で検討する。

### 【検討の範囲】

申請後に文科省から質問されることが想定されるため、学則上「別に定める」とする場合でも、一定程度の方向性を確認する。

### 【スケジュール】

・設置認可申請の直前の検討委員会（9月予定）で最終確認をする。

開催予定時期		1月	4月
検討内容		・下記●印事項	・1月検討の修正事項を確認 ・下記●印事項
大項目	小項目		
総則	目的	●	
	自己点検・評価	●	
組織	学部・学科・定員	●	
	付属機関	●	
	事務局	●	
	委員会	●	
福利厚生	福利厚生施設	●	
運営組織	職員	●	
	名誉職等	●	
	教授会等運営組織	●	
学年、学期等	学年	●	
	学期	●	
	休業日	●	
修業年限等	修業年限	●	
	在学年限	●	

開催予定時期		4月
検討内容		・1月検討の修正事項を確認 ・下記●印事項
大項目	小項目	
入学	入学の時期	●
	入学資格	●
	入学の選考	●
	再入学	●
	転入学	●
	編入学	●
授業科目、履修方法	授業科目	●
	履修登録の上限	●
	組織的な研修体制	●
	試験	●
	成績評価	●
	他大学等での履修の扱い	●
休学、復学等	休学	●
	復学	●
	転学	●
	留学	●
	退学	●
	除籍	●

開催予定時期		4月	7月
検討内容		・1月検討の修正事項を確認 ・下記●印事項	・これまで検討の修正事項を確認 ・下記●印事項 ・学則内容をほぼ決定
大項目	小項目		
卒業	卒業要件	●	
	学位	●	
授業料	授業料等	●	
賞罰	表彰		●
	懲戒		●
研究生	研究生		●
	科目等履修生		●
	聴講生		●
	特別聴講生		●
	留学生		●
共同研究等	共同研究等		●
公開講座	公開講座		●

※色塗り部分が今回検討を  
していただく項目

## 賞罰

### (1) 表彰

- ・学長は、他の模範となる学生を表彰することができる。

### (2) 懲戒

- ・学長は、学則その他の規程に違反し、又は本分に反する行為をした者を懲戒することができる。
- ・懲戒の種類は、訓告、停学、退学とする。
- ・退学させられる者は、次の場合
  - ①性行不良で改善の見込みがないと認められる。
  - ②学力劣等で改善の見込みがないと認められる。
  - ③正当な理由が無く出席が常でない。
  - ④本学の秩序を乱し、学生としての本分に著しく反する。

## 研究生等

### (1) 研究生

- ・学長は、特定の専門事項を研究することを志願する者がいる場合、教育に支障のない範囲で、選考の上、研究生として受入を許可することができる。

### (2) 科目等履修生

- ・学長は、特定の授業科目を履修することを志願する者がいる場合、教育に支障のない範囲で、選考の上、科目等履修生として受入を許可することができる。
- ・特定の授業科目を履修したときは、当該科目の単位を与えることができる。

### (3) 聴講生

- ・学長は、特定の授業科目を聴講することを志願する者がいる場合、教育に支障のない範囲で、選考の上、聴講生として受講を許可することができる。

### (4) 特別聴講生

- ・学長は、他の大学等の学生で本学の授業科目を聴講することを志願する者がいる場合、当該他の大学等と協議の上、特別聴講生として受講を許可することができる。
- ・特別聴講生には、単位を与えることができる。

(5) 外国人留学生

- ・学長は、外国人で本学に留学を志願する者がいる場合、学長が別に定める方法による選考の上、外国人留学生として入学を許可することができる。

※ (1) ~ (5) の必要な事項 (手続等) は、別規程で定める。

## 受託研究及び共同研究

(1) 受託研究及び共同研究

- ・学術研究に資するため、受託研究及び共同研究を行うことができる。

## 公開講座等

(1) 公開講座等

- ・教育の機会を提供し、地域社会の発展に寄与するため、公開講座、その他大学開放事業を行うことができる。

## 雑則

(1) 委任

- ・学則の施行に関し必要な事項は、別に定める。